

国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱

令和5年10月6日決定

令和5年10月11日改定

令和6年9月27日改定

内閣府

出入国在留管理庁

第1 目的

この要綱は、スタートアップをはじめイノベーター的な国内企業の成長を担う海外の優秀なITエンジニア及び半導体関連産業エンジニア並びにその通訳者（以下「外国人エンジニア」という。）を確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、外国人エンジニアの在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともにその期間を明確化する国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業（以下「本事業」という。）に関して、その実施に必要な事項を定め、もって本事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

第2 本事業の措置を受けようとする者

この要綱及び第8の規定に基づき認定された国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第2条に定められた国家戦略特別区域を管轄する地方公共団体（以下「関係自治体」という。）が定める要領（以下「要領」という。）に基づき、関係自治体に認定された企業（以下「認定企業」という。）に雇用される外国人エンジニア

第3 事業概要等

1 概要

在留資格「技術・人文知識・国際業務」によって入国する場合、在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間が1か月から3か月となっているところ、国家戦略特別区域において、関係自治体が企業の経営の安定性等を確認するとともに各種支援を実施することにより、認定企業に就労予定の外国人エンジニアについて、審査の迅速化及び期間の明確化の特例措置を実施する。

2 事業が行われる区域及び事業の実施期間

事業が行われる区域は、関係自治体が、国家戦略特別区域法第8条第1項に規定する区域計画を作成し、又は第9条第1項に基づき認定区域計画を変更し、内閣総理大臣の認定を受けた区域とする。また、事業の実施期間は当該認定を受けた日以降とする。

3 特例措置の対象となる申請

認定企業及び認定企業から労働者を派遣する先の企業として関係自治体の確認を受けた企業（以下、派遣先企業）において、以下に分類された業務及びそれに付随する職務に従

事する予定であると関係自治体が確認した外国人エンジニアに係る在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請を特例措置の対象とする。

(日本標準職業分類(平成21年12月統計基準設定)に基づく分類)

大分類B 専門的・技術的職業従事者—中分類07 製造技術者(開発)

—小分類072 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発)

073 機械技術者(開発)

076 金属技術者(開発)

077 化学技術者(開発)

大分類B 専門的・技術的職業従事者—中分類08 製造技術者(開発を除く)

—小分類082 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く)(開発を除く)

083 機械技術者(開発を除く)

086 金属技術者(開発を除く)

087 化学技術者(開発を除く)

大分類B 専門的・技術的職業従事者—中分類10 情報処理・通信技術者

—小分類101 システムコンサルタント

102 システム設計者

103 情報処理プロジェクトマネージャー

104 ソフトウェア作成者

105 システム運用管理者

大分類B 専門的・技術的職業従事者—中分類24 その他の専門的職業従事者

—小分類249 他に分類されない専門的職業従事者

※通訳業務に限る

第4 外国人エンジニアを雇用する企業等の要件及び責務

1 企業(派遣先企業を含む)の要件

(1) 本事業を行う関係自治体に事業所が所在し、外国人エンジニアを当該自治体内の当該事業所において勤務させること。ただし、(4)に掲げる分類のうち、「大分類R サービス業(他に分類されないもの)—中分類91 職業紹介・労働者派遣業」に該当する企業である場合は、労働者派遣先の事業所が関係自治体内に存在すること。

(2) 商業・法人登記をしていること。

(3) 上場していないこと。

(4) 事業内容が主に以下のいずれかに該当すると関係自治体が認める企業であること。

(日本標準産業分類 (令和5年7月改定 (第14回改訂) (令和6年4月1日施行)) に基づく分類)

大分類 E 製造業—中分類 26 生産用機械器具製造業—小分類 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
—小分類 269 その他の生産用機械・同部分品製造業

大分類 E 製造業—中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

大分類 E 製造業—中分類 29 電気機械器具製造業—小分類 296 電子応用装置製造業
—小分類 299 その他の電気機械器具製造業

大分類 E 製造業—中分類 30 情報通信機械器具製造業

大分類 G 情報通信業—中分類 37 通信業

大分類 G 情報通信業—中分類 39 情報サービス業

大分類 G 情報通信業—中分類 40 インターネット附随サービス業

大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業—中分類 71 学術・開発研究機関

—小分類 711 自然科学研究所

—細分類 7112 工学研究所

—中分類 74 技術サービス業

(他に分類されないもの)

—小分類 743 機械設計業

—小分類 744 商品・非破壊検査業

大分類 R サービス業 (他に分類されないもの) —中分類 91 職業紹介・労働者派遣業

—小分類 912 労働者派遣業

※「大分類 R サービス業 (他に分類されないもの) —中分類 91 職業紹介・労働者派遣業」については、上記の分類 (大分類 R サービス業 (他に分類されないもの) を除く。) に該当する企業へ派遣することを目的に、外国人エンジニアを労働者として雇用する場合に限る。

(5) 経営状態が安定していることが関係自治体によって確認できること。

(6) その他、要領によって定められた要件を満たすこと。

2 企業の責務

(1) 本事業を活用して入国した外国人エンジニアの就労状況等について、当該外国人エンジニアが初回の在留期間更新許可を受けるまでの期間において、以下の状況が生じたとき、関係自治体へ遅滞なく報告すること。なお、アに伴う関係自治体への報告は、

当該外国人エンジニアの稼働状況（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等）を含むものであること。

ア 特例措置を活用して入国した外国人エンジニアを雇用したとき

イ 当該外国人エンジニアとの契約内容を変更したとき

ウ 当該外国人エンジニアが出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）違反又は刑罰法令違反となる行為をしたとき

エ 経営状況の急速な悪化等により当該外国人エンジニアの雇用が困難になる状況が予測されるとき

オ 当該外国人エンジニアを解雇したとき

カ 解雇した当該外国人エンジニアの帰国を確認したとき

(2) 解雇した当該外国人エンジニアに対して、当該外国人エンジニアが帰国すべき状況にあるときは、帰国指導を行うこと。

(3) 以下の場合に解雇した当該外国人エンジニアの帰国旅費を負担すること。

ア 当該外国人エンジニアの責めに帰すべき事由によらず解雇等を行った場合

イ 当該外国人エンジニアが、病気等のやむを得ない理由により帰国旅費を支弁できない場合

(4) その他、要領によって定められた責務を果たすこと。

3 派遣先企業の責務

派遣先企業が存在する場合、派遣先企業は派遣元企業が上記2(1)～(4)の責務を果たすことに協力すること。

第5 申請手続等

1 認定を受けようとする企業は、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定申請書（様式第1号）に以下の書類を添付し関係自治体に提出しなければならない。なお、派遣先企業が存在する場合、派遣先企業に係る下記①～④の書類についても併せて提出しなければならない。

①登記の履歴事項全部証明書の写し

②財務諸表

③第4の2に規定する責務を果たす旨の誓約書（様式第6号）又は第4の3に規定する責務を果たす旨の誓約書（様式第7号）

④その他、要領で定める書類

2 認定企業が認定期間の更新を希望する場合は、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定更新申請書（様式第2号）に上記1①～④の書類を添付し、関係自治体に提出しなければならない。なお、派遣先企業が存在する場合、派遣先企業に係る上記1①～④の書類についても併せて提出しなければならない。

第6 関係自治体における取組

1 関係自治体による確認の手続

- (1) 関係自治体は、申請企業から提出された申請書記載事項の事実確認及び申請企業の経営の安定性について確認を行う。また、経営状態の確認に当たっては、確認の信頼性の確保に努めるものとする。
- (2) 関係自治体は、申請企業が第4の1で定める要件を全て満たしていることを確認した場合には、当該申請企業に対して国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定通知書（様式第3号）を交付する。認定しない場合は、その理由を付して国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業不認定通知書（様式第4号）を交付する。なお、様式第3号の有効期限は発行日から1年間とする。
- (3) 関係自治体は、企業から認定のために提出された資料について、各関係自治体に規定する個人情報保護に関する条例等に基づき、必要な同意等を得た上で、当該関係自治体の区域を管轄する地方出入国在留管理局（以下「地方出入国在留管理局」という。）に回付する。

2 認定企業及び外国人エンジニアへの支援及び指導

- (1) 関係自治体は認定企業に対して、認定通知書の有効期限内に1回以上、事業の進捗状況の確認及び経営安定化に向けた助言を行うこととする。
- (2) 関係自治体は認定企業に対して、関係自治体を実施する企業支援に関する各種補助金等の支援事業を紹介することとする。
- (3) (1)の確認又は第4の2(1)エの報告等によって、企業の経営状況の急速な悪化が推察される場合には、必要に応じ関係自治体から企業に対し、状況確認や外国人エンジニアとの雇用契約を終了する場合の確実な帰国指導を実施するよう指導をすることとする。
- (4) 関係自治体は、第4の2(1)オに掲げる解雇の報告を受けたとき、外国人エンジニアに対して直接帰国指導を行う。
- (5) 関係自治体は認定企業に対して、第4の2(2)・(3)に掲げる帰国指導及び帰国旅費の負担を確実に実施するよう指導することとする。
- (6) 認定企業が上記(5)の指導に応じない場合は、関係自治体から外国人エンジニアに対して直接帰国指導を行うこととする。

3 認定の更新

認定企業から様式第2号が提出された場合、関係自治体は上記1に掲げる確認手続を行い、改めて企業に様式第3号を交付する。なお、更新の場合も様式第3号の有効期間は発行日から1年間とする。

4 認定の取消し

認定企業が第4の1に掲げる要件のいずれかに適合しないものとなったと認める場合、第4の2に掲げる責務のいずれかに違反したと認める場合、派遣先企業がいずれも第4の3に規定する責務に違反した場合又はその他認定の継続が適当でないと関係自治体が判断

する場合には、国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定取消通知書（様式第5号）により通知したうえで、関係自治体は当該企業の認定を取り消すことができる。

第4の2に掲げる責務のいずれかに違反した、又はその他認定の継続が適当でないに関係自治体が判断したことに伴い認定を取消された企業については、通知日から1年間、本特例を活用できないこととする。

5 報告事項等

(1) 認定企業から第4の2(1)に基づく報告を受け、入管法上の問題があると認めた場合には、地方出入国在留管理局に報告する。

(2) 企業の認定を取り消した場合には、当該取消事実を地方出入国在留管理局に報告する。

第7 外国人エンジニアの入国手続等

特例措置の適用を受けようとする外国人エンジニア（又は代理で在留資格認定証明書交付申請をする企業等）は、関係自治体の発行した国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業企業認定通知書（様式第3号）の有効期間以内に、管轄する地方出入国在留管理局における在留資格認定証明書の交付申請の手続の際に、当該通知書の写しを提出する。

第8 要領の作成及び区域計画の認定

本事業の活用を希望する関係自治体は、第6に掲げる取組等、この要綱に定めるもの以外に必要な事項を定めた要領を作成し、内閣府及び法務省に協議し、事業の実施が支障ないことの確認を受けるとともに、関係自治体が参画する国家戦略特別区域会議において、本事業の実施を区域計画に位置づけ、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

第9 本事業の実施による特例措置

第8に基づき区域計画の認定がされた場合には、要領に記載の支援措置を踏まえた上で、外国人エンジニアに係る在留資格「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査期間は、標準処理期間にかかわらず、1か月を目途に処理する。ただし、申請書類の不備等で処理に一定期間を要する必要がある場合には2か月を目途に処理する。なお、この審査期間については、運用状況を踏まえ必要に応じて見直すものとする。